

沖縄県協同農業普及事業の実施に関する方針

令和3年2月

沖 縄 県

ま え が き

協同農業普及事業は、都道府県と農林水産省と協同で実施され、その時々々の農政課題に対応して、我が国の農業の発展に大きな役割を果たしてきた。近年、経済・社会の国際化等により、食料・農業・農村を取り巻く環境が大きく変化する中で、急激な農業従事者の減少や高齢化に伴う耕作放棄地の顕在化、担い手育成等の課題に加えて、企業等の農業参入や就農農地の確保等、スピード感を持った農政改革の推進が求められている。そのような中、食料の安定供給の確保、農業・農村が有する多面的機能の発揮はもとより、スマート農業の推進や気候変動への対応等環境対策の推進など、新たな農政の展開方向や持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取り組みが必要となっている。

一方、本県における農業改良普及事業は、昭和25年に沖縄民政府農林省の下で、米国の普及事業を規範に発足し、琉球大学や農業試験場との連携によって研究・普及・教育が一体化されスタートした。昭和47年の本土復帰後は、農業改良助長法の下で、国と県との協同農業普及事業として実施され今日に至っている。この間、台風、干ばつ等厳しい自然特性、離島性、市場遠隔性等の制約条件の中で農業施策の推進と普及事業の積極的な取り組みにより、亜熱帯の温暖な地域特性を生かした生産活動が多様に展開されてきた。

今後の普及事業は、課題の多様化、高度化に伴い研究機関、民間団体等と連携して、課題と対象の重点化を図りつつ、直接農業者に接して、農業者の技術や経営能力の向上を図り、拠点産地の育成、これを担う優れた農業者の育成確保、農村における男女共同参画社会の形成、高齢化社会に向け対応する活力ある農村社会の形成を目指して、多様な農業者の様々なニーズに対応できる課題に取り組む必要がある。

また、沖縄21世紀農林水産業振興計画に基づく「持続的農林水産業の振興」及び「フロンティア型農林水産業の振興」を目指して、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化をはじめとした施策を推進するとともに、農業教育の場として、農業者研修教育施設を中心に農業教育の強化を図り、新規就農者や就農希望者、女性農業者の経営参画の支援など、農業・農村を担う人材の育成確保を強化する必要がある。

今般、国が新たな「協同農業普及事業の運営に関する指針」を令和2年8月31日に告示したことから、今後おおむね5年間における効率的・効果的な普及事業を推進する新たな「沖縄県協同農業普及事業の実施に関する方針」を制定することとする。

目 次

第1	普及指導活動の課題	1
1	安定的な農業の担い手育成に関する支援	1
(1)	新規就農者等の育成確保	1
(2)	認定農業者等の育成確保	2
(3)	女性農業者及び農村リーダー等の育成確保	2
2	おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化に関する支援	2
(1)	戦略品目の生産拡大によるおきなわブランドの確立	2
(2)	安定品目の生産体制の強化	3
3	環境と調和した農業生産に関する支援	4
(1)	土づくりと資源循環型システムの推進	4
(2)	病虫害防除対策の推進	5
(3)	環境保全型農業の推進	5
(4)	赤土等流出防止対策の推進	5
(5)	防災営農の推進	5
(6)	食の安全及び消費者の信頼確保の推進	5
4	農村地域の振興に関する支援	5
(1)	地産地消の推進と地域資源を活用した6次産業化等による収益力向上	5
(2)	快適で活力ある村づくり	6
第2	普及指導員の配置に関する事項	6
1	普及指導員の配置	6
(1)	農業革新支援専門員の配置	6
(2)	農業改良普及センターへの普及指導員の配置	6
2	農業大学校における職員の配置	7
3	普及指導員の職務	7
(1)	農業革新支援専門員の職務	7
(2)	農業改良普及センターに配置する普及指導員の職務	8

第3	普及指導員の資質の向上に関する事項	9
1	普及指導員の育成、確保	9
2	人事交流の促進	9
第4	普及指導活動の方法に関する事項	10
1	普及指導活動の重点化	10
2	先進的技術の迅速な普及	10
(1)	試験研究機関との連携強化	10
(2)	試験研究、普及指導及び研修教育による一体的な取り組みの充実強化	10
3	普及組織体制	10
(1)	農業革新支援室の設置	10
(2)	農業改良普及（課）センターの設置	11
(3)	農業改良普及（課）センターの事務	11
(4)	普及指導員の活動体制	11
(5)	農業改良普及センター長の職務	11
4	普及指導員の活動方法	11
(1)	普及指導計画の策定	11
(2)	普及指導活動の評価	11
5	民間等との連携のあり方	12
(1)	民間等との連携	12
(2)	民間専門家の活用と支援	12
(3)	普及指導協力委員の活用	12
6	農業研修教育の強化推進	13
(1)	農業大学校における研修教育	13
(2)	新規就農者及び青年農業者等への支援	13
(3)	学校教育との連携	13
(4)	外部評価の実施	14

第5	その他協同農業普及事業の実施に関する事項・・・・・・・・・・	14
1	行政施策への対応・・・・・・・・・・	14
2	農業改良普及推進協議会・・・・・・・・・・	14
3	他都道府県との連携強化・・・・・・・・・・	14
4	海外技術交流への対応・・・・・・・・・・	14

第1 普及指導活動の課題

食料の安定供給の確保と農業の多面的機能を発揮し、農業の持続的な発展を図るためには、効率的かつ安定的な経営により所得の向上を目指す担い手を育成するとともに、新規就農者を確保することが重要である。

こうした観点から、今後の普及事業においては、経営改善に意欲的な農業者及びその集団、新規就農者、新規参入者(農業参入する企業等を含む。以下同じ。)、経営参画に意欲的な女性農業者等を重点対象として位置づけるとともに、地域の重点課題解決のため、生産性の高い特色ある地域農業の確立を目指し、農業者の自主的な取組への支援や、地域農業の振興、農村社会の活性化を推進する。そのため普及指導員は、多様な関係者をコーディネートする役割を果たすとともに、効率的・効果的な活動を展開するため、試験研究機関等との連携を密にし、指導農業士等先進的な農業者とのパートナーシップの構築や、民間活力の活用促進を図る。

さらに、スマート農業等の活用に関する検討を進める。

また、農業を担う人材の確保や農業・農村への理解を醸成するために、農業教育に対する支援や環境と調和した農業生産に向けた取り組みへの支援を行うものとし、併せて、新たな食料・農業・農村基本計画に基づく施策を推進する上で必要な技術・経営指導や、農業者の経営発展を図るため、農産物の加工・販売等6次産業化への支援を実施する。

1 安定的な農業の担い手育成に関する支援

農業・農村を取り巻く社会的・経済的環境の変化に伴い、担い手の減少・高齢化が進行し、経営感覚に優れた意欲ある担い手の育成確保を図ることが重要な課題となっている。そのため、普及指導対象を重点化し、普及指導活動を展開する。

さらに、法人化や生産組織化等安定的かつ継続的に発展する経営体を育成する。

(1) 新規就農者等の育成確保

将来における担い手を確保するため、意欲ある青年農業者、新規就農者及び新規参入者等に対し、関係機関と連携した就農相談や技術指導等を通じて生産及び経営

技術の習得を支援する。特に、就農開始後に効率的かつ安定的な農業経営体を目指す認定新規就農者や認定新規就農者を志向する経営体等を重点化し、早期の経営確立、定着促進に向けた支援を行う。

(2) 認定農業者等の育成確保

地域農業の中核を担う効率的かつ安定的な農業経営体を育成するため、認定農業者や認定農業者を志向する経営体を重点化し、経営安定及び就農定着に向けた支援を行う。

(3) 女性農業者及び農村リーダー等の育成確保

地域農業の継続的な発展と活性化を図るため、女性農業者及び後継者の経営参画を促進する。このため、女性農業者の生産技術と経営技術の習得、家族経営協定締結へ向けた意識啓発を支援し、農業・農村における男女共同参画社会の形成や農業経営の多角化など、課題に対応した地域農業及び農村のリーダーとなる人材及び組織を育成する。

2 おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化に関する支援

(1) 戦略品目の生産拡大によるおきなわブランドの確立

亜熱帯気候に位置する沖縄の優位性を活かし、高品質で安全・安心な農産物を消費者や市場に定時、定量、定品質で供給することにより、おきなわブランドの確立と産地形成を図る。

ア 野菜

ゴーヤー、さやいんげん、カボチャ、オクラ、トマト、ピーマン等の戦略品目を中心に、産地の状況に見合った育成すべき効率的かつ安定的な経営への誘導、技術実証展示ほ等の設置や調査研究活動を通して新技術の実証・普及を行う。

また、需要動向に対応した生産・流通への支援や産地リーダーの育成を行い拠点産地形成の推進、スマート農業の現場導入を推進する。

イ 花き

輪ぎく、小ぎく、トルコギキョウ、ストレリチア等の戦略品目を中心に、産地の状況に見合った育成すべき効率的かつ安定的な経営への誘導、技術実証展示ほ

等の設置や調査研究活動を通して新技術の実証・普及を行う。

また、需要動向に対応した生産・流通への支援、産地リーダーの育成を行い拠点産地形成を推進、スマート農業の現場導入を推進する。

ウ 果樹

マンゴー、中晩柑類、パッションフルーツ等の戦略品目を中心に、産地の状況に見合った育成すべき効率的かつ安定的な経営への誘導、技術実証展示は等の設置や調査研究活動を通じた新技術の実証・普及を行う。

また、消費者嗜好や需要動向に対応した生産・流通への支援、産地リーダーの育成を行い拠点産地形成を推進、スマート農業の現場導入を推進する。

エ かんしょ、薬用作物

かんしょ、ウコン等の戦略品目を中心に、産地の状況に見合った育成すべき効率的かつ安定的な経営への誘導、技術実証展示は等の設置や調査研究活動を通じた新技術の実証・普及を行う。また、加工分野との連携による高付加価値化・生産安定化支援、産地リーダーの育成を行い拠点産地形成を推進する。

オ 肉用牛

肉用牛の飼養管理技術の向上、粗飼料の生産や利用の効率化、飼料自給率の向上等により、効率的かつ安定的な経営への誘導と肉用牛供給産地の形成を推進する。また、新技術や効率的な生産方式の導入を支援するとともに、高品質肉用牛の生産を推進する。さらに、ふん尿の適切な処理と利用促進等の環境対策を推進する。

カ 養豚

優良種豚の導入や飼養管理技術の向上により効率的かつ安定的な経営への誘導、高品質で斉一性のあるおきなわブランド豚の育成を支援する。また、ふん尿の適正な処理と利用促進等の環境対策を推進する。

(2) 安定品目の生産体制の強化

地域経済や自然環境の保全に大きく寄与し、安定した生産が行われている品目及び土地利用型作物を安定品目として位置づけて生産振興を図る。

ア さとうきび

担い手の減少や高齢化等が進行していることから、関係団体との連携を強化し、生産法人組織及びリーダーの育成、農業機械オペレーターの育成、技能向上等を通じて担い手の育成を支援すると共に、農作業受委託体制の強化やスマート農業の現場導入を推進する。

また、栽培体系の改善支援を通して土地生産性の向上や低コスト生産技術の普及を図る。

イ パインアップル

加工原料用と生食用果実のバランスのとれた生産の拡大を図る。加工用原料果実の栽培については機械化による栽培面積の拡大と農作業の受委託の推進を図る。

生食用果実の栽培においては栽培技術の向上、新品種の導入・高品質化等により産地ブランド化を図る。

ウ 水稻

早場米産地を育成するため、「おいしい米、特色ある米」の安定生産と品質向上に向け、優良品種の導入及び栽培技術の普及を図る。また、加工原料用米の栽培など、新たな需要に対応した品種・栽培技術の普及を図る。

エ 酪農

環境に対応した飼養管理技術及び経営管理能力の向上、自給粗飼料の利活用等により、高品質の乳生産と経営の安定化を支援する。また、ふん尿の適正処理と利用促進等の環境対策を推進する。

オ 養鶏

需要の動向に即した計画生産及び悪臭発生防止やふんの適正処理と利用促進等の環境対策を推進する。

3 環境と調和した農業生産に関する支援

有機質資材すき込み等の資源循環機能を生かした地力の増進、環境負荷低減のための化学合成肥料・農薬の低減、農業生産資材の適正処理、食の安全及び消費者の信頼確保、並びに農業者の安全対策を推進するため、農業生産工程管理（GAP）の啓発

や取組みを支援する。

さらに、地球温暖化に適応する農業生産に向けた取組等を支援する。

(1) 土づくりと資源循環型システムの推進

土壌・作物栄養診断等に基づく適切な施肥管理及び肥効調節型肥料等の活用により、化学合成肥料の低減技術の普及を図る。さらに、土づくりとして堆肥や緑肥等有機質資材の有効活用技術の普及を図り、関係機関と連携して有機質資源の循環利用を推進する。

(2) 病虫害防除対策の推進

天敵、フェロモン、抵抗性品種等の活用により農薬使用量の低減化を図り、環境と調和した総合的病虫害管理（IPM）の普及を推進する。

また、特殊病虫害、鳥獣被害軽減等の対策については、関係機関への支援を行う。

(3) 環境保全型農業の推進

エコファーマー、特別栽培農産物、有機農業等の環境保全型農業の取り組みを推進する。

(4) 赤土等流出防止対策の推進

各地域の農業状況に応じて、裸地化防止の作付け体系、マルチ、カバークロープ、圃場周囲へのグリーンベルト植栽など対応策を推奨し、赤土等流出防止を推進する。

(5) 防災営農の推進

安定的な農業生産を推進するために、台風及び季節風対策として防風林等、地域や品目に適した防風対策を推進する。また、本県が導入を推奨している農作物被害防止施設等に適した管理技術の普及を図る。

(6) 食の安全及び消費者の信頼確保の推進

農産物の安全性に対する信頼の確保及び農作業の安全を確保するため、農業生産工程管理（GAP）の推進、農産物の栽培履歴、家畜の飼養管理の記帳を推進する。加えて、家畜伝染病発生予防のための啓発活動に努める。

また、農業者の適正な農薬使用等に対して、関係機関と連携して支援する。

4 農村地域の振興に関する支援

多面的機能を生かした農村の振興を図るため、各関係機関・組織及び市町村と連携を強化して、多様な需要に対応した生産拡大と付加価値を高める取組や地域住民の主体的活動を支援する。

(1) 地産地消の推進と地域資源を活用した6次産業化等による収益力向上

農家の所得向上と就業機会創出のため、農産物の付加価値を向上する加工や販売・流通、またそれらを融合した新たなサービス創出等、農業者の経営多角化等に対する支援や産地の戦略的取組を推進する。

また、地産地消を視野に入れた農業生産を支援する。

(2) 快適で活力ある村づくり

農村の豊かな自然や農業の多面的機能を再評価し、地域住民合意に基づく自主的なむらづくりを支援する。遊休農地の有効利用、集落等地域営農体系の検討、情報の交換活動等を通して、農村リーダーの育成、高齢者の農業生産活動等活力ある地域農業を支援する。

第2 普及指導員の配置に関する事項

普及指導員については、県全域を担当する農業革新支援班(センター)（「協同農業普及事業の運営に関する指針」第五に規定する農業革新支援センターとして設置するものをいう。以下同じ。）と一定の範囲の地域を担当する農業改良普及（課）センター（農業改良助長法第12条に規定する普及指導センターとして設置するものをいう。農業改良普及（課）センターは農業改良普及センターに統一。以下同じ。）に配置する。

1 普及指導員の配置

(1) 農業革新支援専門員（農業革新支援班(センター)に配置された「協同農業普及事業の運営に関する指針」第三の二に規定する普及指導員をいう。以下同じ。）の配置

農業革新支援専門員は、研究・教育・行政等との密接な連携により、県の農業振興施策を効率的かつ効果的に推進するために配置する。専門項目については、作物及び工芸作物、野菜、花き、果樹、畜産、農産物活用、農業経営、担い手育成、持

持続可能な農業・鳥獣害、農業生産工程管理（GAP）、普及指導方法、スマート農業等、普及事業の高度化に対応できるよう配置する。

（２）農業改良普及センターへの普及指導員の配置

市町村、農業関係機関、民間企業等との密接な連携により、地域の農業振興施策を効率的かつ効果的に推進するため、農業改良普及センターに普及指導員を配置する。専門項目については、地域調整、担い手（新規就農、農業士、青年）、地域営農、農業経営、農産物活用、畜産、工芸作物、作物、野菜、花き、果樹、持続可能な農業・鳥獣害、農業生産工程管理（GAP）、スマート農業等、地域の特性を踏まえた指導体制を確保する。

２ 農業大学校における職員の配置

農業大学校に配置する職員は、地域農業事情に精通し、専門性に優れ、青少年に対する高い指導力を有した職員とする。

３ 普及指導員の職務

普及指導員の職務は、直接農業者に接して行う普及指導と調査研究を基本とし、農業の現場にあって、新技術等を農業者に迅速かつ的確に普及することとする。また、関係機関や地域の指導者へ働きかけ、地域における農業の技術及び経営に関する課題の解決を図る。

その際、試験研究機関、民間の技術者及び指導農業士等の協力を得て実施する。

（１）農業革新支援専門員の職務

農業革新支援専門員は、農業施策の推進を支援するための普及事業の方向性、普及事業の推進方法などを示唆すると同時に、農業改良普及センターに配置する普及指導員の専門項目毎における普及指導活動の総括・指導を行う。また、農業改良普及センターに配置する普及指導員と連携して、先進的な農業者からの高度かつ専門的支援対応等を担う。

ア 調査研究の総合調整と実施

全県的に取り組むべき課題について、課題の設定及び実施の方法等について、

農業改良普及センター及び関係機関等との総合調整を行う。

また、調査研究により、有効な成果が得られるよう、試験研究機関、大学、市町村、農業団体、教育機関、民間企業等との連携・調整を図る機能を強化し、専門分野または普及指導活動の技術及び方法についての実証・適応試験、資料収集・分析調査、実態調査等を実施する。

イ 広域及び高度な課題に対応した普及指導

農業改良普及センターの管轄区域を越えて解決すべき課題については、関係する農業改良普及センター及び試験研究機関や行政機関等の関係機関と密接に連携しながら、直接農業者に対する普及指導を行う。

また、農業改良普及センターで対応が困難な課題や先進的な農業者等の相談に対し、国や他都道府県との全国的なネットワーク等を通じ、必要に応じて関係者からの協力や情報を得ながら指導・支援を行う。

ウ 普及指導活動の総合的な企画調整

協同農業普及事業の効果的な実施を図るため、各農業改良普及センターによる普及指導計画の策定、計画の実施、効果の測定及び評価等を行う際の県域としての総合的な企画調整を行うとともに、重点プロジェクト計画に基づく活動を推進する。

エ 試験研究機関との連携

試験研究機関との連携にあたっては、新技術の実証、改良等による広域的に普及可能な技術の確立を推進するため、研究課題の設定及び評価等に積極的に関わり、普及と研究のコーディネートの役割を担う。

オ 県農政の施策推進のための連絡調整

沖縄21世紀農林水産業振興計画に基づく施策の推進のため、ワーキングチーム会議等により、普及の役割を明確にし、他課との連携により取り組む。

カ 効率的かつ効果的な研修体系の構築

研修計画の作成及び実施、研修効果の評価等を行い、効率的かつ効果的な研修体系を構築する。

(2) 農業改良普及センターに配置する普及指導員の職務

農業改良普及センターに配置する普及指導員は、地域の課題解決を主とした普及指導活動や調査研究活動を実施する。

ア 農業者に対する普及指導

高度かつ実践的な科学的技術及び知識に加え、地域農業の実態に関する幅広い知見や農業の現場における課題解決能力を駆使し、巡回指導、相談、実証展示、講習会等の手段により、直接農業者に接して、技術及び農業経営または農村生活の改善のための普及指導を実施する。

イ 地域課題解決のための調査研究

現場に適した技術の改良や効果的な普及活動実施のため、調査研究を普及指導と一元的に実施する。

第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

近年の農業分野における技術革新及び農業者の高度かつ多様なニーズに対応し、普及指導員の機能を十分に発揮していくために必要な資質の向上が図られるよう、研修の充実強化等普及指導員の育成、確保に努める。

1 普及指導員の育成、確保

研修は、沖縄県普及指導員等人材育成方針に基づき、人材育成の環境整備、人材育成の推進体制に留意するとともに普及指導員研修基本計画及び年度ごとの研修実施計画を作成し、実施する。計画の作成に当たっては普及指導員の研修に対するニーズや研修結果を把握し、次年度の研修実施計画に反映するとともに、国と県の役割分担に基づき、効率的・効果的かつ体系的に実施する。

また、効率的・効果的な研修を実施するため、オンライン研修などICT等による技術の活用も推進する。

さらに、普及指導員資格取得に向けた効果的な取組を強化する。

2 人事交流の促進

高度な知識や技術、広い視野を有する優れた普及指導員を確保し、効率的・効果的な普及指導活動を実施するため、試験研究機関、農業大学校、農林水産部各課等との人事交流を計画的に行う。

第4 普及指導活動の方法に関する事項

普及指導活動の展開に当たっては、普及指導活動の基本的な課題や沖縄21世紀農林水産業振興計画に基づき、農業生産の担い手育成・支援、地域農業や地域づくりをリードする人材の育成支援を行うため、普及指導計画を策定し、効率的かつ効果的な普及指導活動を展開する。

1 普及指導活動の重点化

普及指導活動については、担い手の技術革新に向けた取り組みを支援する活動、並びに地域農業の技術や経営に関する課題の解決を支援する活動をはじめ、普及指導活動による取組の必要性及び緊急性が高い課題を重点化する。

2 先進的技術の迅速な普及

試験研究機関等の関係機関連携のもと、現地にあった技術の組立と実証等により農業者の技術革新に向けた取り組みを支援する。

また、技術情報をはじめとする各種情報を迅速に農業者等に提供できるよう、情報ネットワークの充実を図ると共に、普及活動成果発表会の開催等により、関係機関との連携強化と普及活動の積極的な情報発信に取り組む。

(1) 試験研究機関との連携強化

現地のニーズを的確に把握し、研究機関へ情報提供や課題を提案するとともに、試験研究機関で開発された技術等について現地実証等を踏まえ、迅速に農業者等へ普及する。

(2) 試験研究、普及指導及び研修教育による一体的な取り組みの充実強化

本県の実情を踏まえつつ、試験研究機関、農業大学校との実効性の高い連携体制を構築するとともに、大学、民間の専門家との連携を積極的に推進する。

3 普及組織体制

(1) 農業革新支援センターの設置

普及員活動の総括・指導及び先進的な農業者からの高度かつ専門的な技術や経営に関する相談に対応するため、高度相談・支援部門として農業革新支援センターを主務課内に設置する。

(2) 農業改良普及センターの設置

普及指導員の活動拠点及び農業者等に対する情報提供や相談の場として、北部・中部・南部・宮古・八重山の各地区に農業改良普及センターを設置し、伊平屋島、伊是名島、伊江島、久米島、南大東島、北大東島、多良間島、与那国島には各地区農業改良普及センター直轄の駐在を設置する。

(3) 農業改良普及センターの事務

農業改良普及センターは、農業改良助長法第12条第2項各号に掲げる事務を行う。

(4) 普及指導員の活動体制

農業改良普及センターを拠点とする活動方式については、機能分担活動方式と地域分担活動方式の併用方式とする。なお、離島駐在にあっては、地域分担活動方式とする。

(5) 農業改良普及センター所(課)長の職務

農業改良普及センター所(課)長は、農業改良普及センターに配置する普及指導員及び普及活動の直接の管理者として普及事業を総括する。

4 普及指導員の活動方法

(1) 普及指導計画の策定

ア 普及指導計画については、5カ年の普及指導基本計画とそれに基づく単年度の普及指導計画の策定を行い、計画的な普及指導活動を展開する。

イ 普及指導計画の策定に当たっては、地域の農業・農村の現状、農政推進上の課題、農業者のニーズ等を踏まえ、普及指導活動の対象や課題毎の活動方針、計画等を示すとともに、適切な効果測定指標を設定するものとする。

ウ 現場における特に重要な課題については、普及指導活動の目標、期間、体制等

を明確に定め、農業革新支援専門員等により重点プロジェクト計画として位置づけ、農業改良普及センターと連携して当該計画に基づく活動を推進する。

(2) 普及指導活動の評価

ア 評価は、内部評価としての年度途中における中間評価及び年度末における年度評価並びに外部の有識者等による外部第三者評価に分けて行い、その充実に努める。

イ 中間評価は、普及指導計画の重点課題の活動目標に対して、進捗状況や実効性等を検討し、未達成の要因分析、今後の支援事項及び活動方法等について行う。

ウ 年度評価は、目標達成、活動方法、活動体制、活動成果などについて総合的な内部評価を行うとともに、地域農業改良普及推進協議会において報告・検討し、次年度の普及指導計画の策定に反映させるものとする。

エ 外部第三者評価は、より効率的かつ効果的な普及指導活動を展開するため、幅広い視点から内部評価の結果や普及指導活動の成果などについて、客観的・合理的な評価を毎年度実施する。

また、外部第三者評価結果の概要については、今後の改善方針を付した上で、広く県民に公表する。

5 民間等との連携のあり方

普及指導活動の高度化・重点化に伴い、民間等と連携して行う内容や委ねる内容を整理し、役割分担を明確にするとともに、民間専門家の積極的な活用を図る。

また、指導農業士等先進的な農業者の持つ優れた知見や経験に学び、知的財産の保全に留意しつつ、地域農業・農村の振興に取り組む。

(1) 民間等との連携

普及指導員は、地域農業全体の維持・発展を目的とする活動を強化し、一般的な営農指導並びに生産組織の育成、マーケティング等については、農業協同組合などの民間等との役割分担を明確にした上で支援する。

また、公的情報については、民間等に積極的に提供するとともに、情報交換に取り組む。

(2) 民間専門家の活用と支援

税務、会計・経理、労務管理、農産物加工、マーケティング、スマート農業など、民間専門家の活用が効果的な分野については、農業者自らが活用できるよう誘導する。

(3) 普及指導協力委員の活用

指導農業士等の先進的な農業者を普及指導協力委員として位置づけ、その協力を得ながら効率的な普及指導活動を行うとともに、地域リーダーの育成や活動の活性化に努める。

6 農業研修教育の強化推進

(1) 農業大学校における研修教育

農業大学校は、次代の農業を担う経営感覚に優れた青年農業者等新たな担い手を育成するため、農業改良普及センター、試験研究機関や指導農業士等と密接に連携し、講義、実習を組み合わせた実践的な研修教育をとおして、青年農業者、地域の農業振興を先導する実践的なリーダーの養成を行うとともに、その発展段階に応じた研修教育を行う生涯学習施設として機能の充実強化を図る。

また、大学及び農業高等学校、民間農業研修施設等との連携を強化し、農業技術及び経営方法、先端技術、情報処理技術などに関する専門的な研修教育を強化推進する。

さらに、指導職員については、教育機関の経験、一定の普及指導経験や試験研究機関における技術開発経験を考慮した配置に努めるとともに、体系的な研修を実施し、資質の向上に努める。

(2) 新規就農者及び青年農業者等への支援

農業改良普及センターは農業大学校と連携し、新規学卒者、Uターンした青年及び他産業からの新規就農者に対し、就農形態に応じた技術の習得、経営計画の策定、制度資金の活用等について支援する。特に、新規就農者に対しては、市町村・農業委員会、農地中間管理機構等との連携の下に農地確保について支援する。

青年農業者については、国内外研修への派遣やプロジェクト活動、指導農業士を

活用した体験学習などの支援を行うほか、農業青年クラブへの加入促進を図る。

また、沖縄県青年農業者等育成センターとの情報交換を密にして、認定新規就農者に対する情報提供、営農相談などを実施する。

(3) 学校教育との連携

学校教育との連携を強化し、農業高校生を対象とした研修への支援や、児童生徒に対する農業体験学習を通して、農業・農村の持つ多面的機能を理解させ、将来の農業を担うべき人材の確保を図る。

(4) 外部評価の実施

研修教育の内容、その成果及び実施体制について、指導農業士等の先進的な農業者等による外部評価を実施し、その結果を踏まえて研修教育の内容等の改善を行う。

第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 行政施策への対応

普及指導活動の効率的かつ効果的な実施にあたっては、地域農業及び農業者の現状並びに意向が行政施策に反映されるよう、関係機関との連携を密にする。さらに、各種行政施策に対しては、関係機関との役割分担を明確にし、課題解決を図るため、青年等就農資金、農業改良資金等の制度資金や各種補助事業等を有効な手段として普及指導計画に位置づけ、効果的に活用されるよう支援する。

また、男女共同参画社会の形成を支援するため、農村女性に関する行政施策に対応する。

2 農業改良普及推進協議会

地域における普及事業推進のため、地域農業改良普及推進協議会を設置し、普及指導課題の選定、活動成果の評価、関係機関との連携・役割分担など普及指導活動の推進に関する事項について協議する。

3 他都道府県との連携強化

全国的な普及指導活動の課題を解決するため、他都道府県と情報の共有化を図る等連携を強化する。

4 海外技術交流への対応

県産農産物の海外展開を図るなどの観点から、普及指導員の海外派遣の対応に努める。

また、海外からの研修生受入れ、海外の普及事業関係者との交流、情報の収集・提供などを推進する。

制定日：令和3年2月10日